

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

###### ①津別町における人口構造

津別町は、農業及び林業（林産業）を中心産業とし発展してきた街である。

総人口は、昭和 37（1962）年の 16,842 人をピークとし、その後減少に転じ、令和 5（2023）年 5 月末の総人口は 4,142 人となり、ピーク時に比べ約 25%にまで減少している。

商業では、木材・木製品製造業が多く、現在の当町の基幹産業となっているが、90%以上の事業所が従業者数 50 人以下の小規模な事業所であり、これらの中小企業が津別町の経済と雇用を支えている。

また、労働力では、当町は先に記したとおり人口減少が著しい中、高齢化率が 46%を超えており、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、労働力不足や後継者不足の問題を引き起こしていることが大きな課題である。

##### (2) 目標

このような状況から、津別町は生産年齢人口の減少や高齢化の中、先端設備の導入により労働生産性を向上し、付加価値を高め町内経済の維持・発展を支援していくため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入計画の認定件数を 10 件程度とすることを目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

導入を促進する先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める指定設備の全てとする。

但し、上記 1 「先端設備等の導入の促進の目標（2）」にて、「町内経済の維持・発展を支援していく」こととしていることから、町内での直接商品の生産、販売または役務の提供に供しない設備（単に土地に自立し設置した全量売電の太陽光発電設備等）は除くものとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本計画における対象地域は、全地域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本計画における対象業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である為、本計画における対象事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月11日～令和7年7月10日までの2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。